

平成26年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年11月26日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成26年11月26日（水）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 認定第1号 平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第5 認定第2号 平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 議案第12号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第13号 東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第8 議案第14号 岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第9 議案第15号 平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第16号 平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第17号 岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

---

## 出席議員（27名）

1番 濱 欠 明 宏 君	2番 菅 原 恒 雄 君
3番 藤 原 晶 幸 君	4番 小 原 享 子 君
5番 内 舘 勝 則 君	6番 瀧 上 清 君
8番 高 橋 守 君	11番 安 部 重 幸 君
12番 小 山 雄 幸 君	14番 松 坂 喜 史 君
15番 武 田 猛 見 君	16番 石 亀 貢 君
17番 八 幡 文 耕 君	18番 櫻 庭 豊 太 郎 君
19番 佐 藤 洋 君	21番 菊 池 孝 君
22番 阿 部 義 正 君	23番 中 崎 和 久 君
24番 笹 渡 昇 君	25番 浜 川 末 松 君
26番 稲 葉 暉 君	27番 千 田 力 君
28番 石 川 章 君	29番 昆 暉 雄 君
30番 合 砂 丈 司 君	31番 武 田 平 八 君
32番 長谷川 和 男 君	

## 欠席議員（6名）

7番 工 藤 由 春 君	9番 柁 屋 伸 夫 君
10番 山 本 賢 一 君	13番 千 田 勝 治 君
20番 児 玉 正 彦 君	33番 鈴 木 隆 昭 君

---

## 説明のため出席した者

広域連合長	谷 藤 裕 明 君	副広域連合長	民部田 幾 夫 君
代表監査委員	菊 池 秀 一 君	事務局長	兼 田 英 典 君
次長兼 総務課長	村 田 光 宏 君	業務課長	三 上 幸 廣 君
会計管理者兼 会計室長 事務代理	沢 田 修 悦 君		

---

## 職務のため出席した者

議会書記長 村田光宏君      議会書記 鈴木健二君  
議会書記 菊池一茂君

---

開会 午後 1時51分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） これより、平成26年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は27名であります。

欠席の通告は、工藤由春議員、柗屋伸夫議員、山本賢一議員、千田勝治議員、児玉正彦議員、鈴木隆昭議員、以上6名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に諸般の報告をします。

広域連合長から議案の送付がありましたことから、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告5件がありましたことから、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

---

### ◎議席の指定

○議長（菅原恒雄君） これより、本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に3名の方が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

村田書記長。

○議長（菅原恒雄君） 議席番号3番 藤原晶幸議員、11番 安部重幸議員、16番 石亀貢議員。

以上でございます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、29番 昆暉雄議員、30番 合砂丈司議員、以上の2名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

---

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第4、認定第1号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） お手元に配付しております議案書をごらん願います。

1ページをお開き願います。

認定第1号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、提案理由とその概要をご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため、提出するものであります。

この議案書のほかに、別冊の平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書の一般会計歳入歳出決算書、1ページから8ページをごらん願います。

まず、決算書の5ページ、6ページをお開き願います。

一般会計の歳入総括表であります。

表の一番下の行、歳入合計は、予算現額2億291万3,000円に対し、収入済額は2億312万866円で、予算額に対する収入済額の比率は100.1%となっております。

次に、決算書の7ページ、8ページをお開き願います。

一般会計の歳出総括表であります。

歳出合計は、予算現額2億291万3,000円に対し、支出済額は1億9,794万4,489円で、執行率は97.55%となっております。また、不用額は496万8,511円となっております。

決算書4ページにお戻りいただきまして、表外下段をごらん願います。

平成25年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は517万6,377円となり、これを翌年度へ繰り越すこととなります。

詳細につきましては、会計管理者からご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ちまして、会計管理者から平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要について説明があります。

沢田会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（沢田修悦君） それでは、平成25年度一般会計歳入歳出決算の概要につき、ご説明を申し上げます。

お手元にお配りしております平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書の9ページから20ページまでの事項別明細書に沿って、収入済額、支出済額を読み上げる形でご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、9ページ、10ページをごらん願います。

第1款分担金及び負担金の収入済額は1億8,451万2,000円となっており、第1項負担金も同額となっております。事務局運営に要する事務費や職員の人件費などの共通経費に係る市町村の負担金でございます。

第2款国庫支出金は56万3,950円、第1項国庫負担金も同額となっております。保険料不均一賦課に係る国庫負担金でございます。

第3款県支出金は56万3,950円で、11ページにまいりますが、第1項県負担金も同額となっております。こちらも保険料不均一賦課に係る県の負担金でございます。

次に、第4款財産収入は120万3,825円となっており、第1項財産運用収入も同額となっております。財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子収入でございます。

次に、第6款繰入金は580万1,895円となっており、第1項基金繰入金も同額となっております。財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、第7款繰越金は992万5,651円となっております。これは、前年度、平成24年度からの繰越金でございます。

次に、第8款諸収入は54万9,595円、第1項預金利子が1万179円となっております。

歳計現金の運用に係る利子収入で、歳入の予算額の割合によりまして、一般会計と特別会計とで案分をして計上しているものでございます。

次に、第2項雑入が53万9,416円となっております。雑入の内訳につきましては、12ページの備考欄に記載してありますとおり、事務局職員用に借り上げている住宅の使用に係る職員の自己負担分などとなっております。

次に、13ページ、14ページ下段をごらん願います。

歳入合計でございますが、予算現額2億291万3,000円に対しまして、調定額は2億312万866円で、収入済額も同額であります。不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

次に、歳出でございます。15、16ページをお開き願います。

第1款議会費は107万9,635円となっております。

第2款総務費は1億9,573万6,954円。

第1項総務管理費が1億9,554万2,746円となっております。支出の内容につきましては、16ページから18ページの備考欄に記載をしてありますとおり、広域連合事務局の管理に要する事務的経費のほか、派遣職員人件費を派遣元市町村に支払う負担金、あるいは財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金などとなっております。

次に、第2項選挙費でございますが、選挙費は支出はございませんでした。

次に、第3項監査委員費は19万4,208円となっております。

次に、19、20ページをごらん願います。

第3款民生費は112万7,900円で、第1項社会福祉費も同額となっておりますが、これは保険料不均一賦課に係る財源補填のため、国及び県から交付されました負担金を一般会計で受けたものでございますが、それを特別会計へ繰り出したものでございます。

次に、第4款予備費の支出はございませんでした。

以上の結果、下段にございますとおり、歳出合計は予算現額が2億291万3,000円に對しまして、支出済額が1億9,794万4,489円となり、不用額が496万8,511円となったところでございます。

以上で、一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、決算書のほかに、お手元に主要施策の成果に関する報告書も提出させていただいておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。よろしくご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菊池代表監査委員。

○代表監査委員（菊池秀一君） 地方自治法の規定に基づき、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長あて、審査意見を提出いたしましたので、その内容をご報告いたします。

審査の結果、決算書及び関係書類は、地方自治法など関係法令の定めるところにより、適正に調製されており、また、計数は関係書類などにより照合した結果正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認められました。

予算の執行につきましては、関係法令による制度の趣旨に従い、おおむね適正かつ効率的

に執行されているものと認められました。

以上、審査意見の概要についてご報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書をごらんいただきたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

---

#### ◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、認定第2号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） それでは、議案書2ページをお開き願います。

認定第2号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、提案理由とその概要をご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため、提出するものであります。

また、別冊となっております、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算書の特別会計歳入歳出決算書21ページから28ページをごらん願います。

まず、決算書の25ページ、26ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の歳入総括表であります。

歳入合計は、予算現額1,503億194万6,000円に対し、収入済額は1,522億2,081万7,090円で、予算額に対する収入済額の比率は101.27%となっております。

また、不納欠損額が20万1,163円となっております。不納欠損額の内容ですが、被保険者が死亡し、相続人全員が相続放棄したことによるものであります。

また、収入未済額が931万8,296円となっております。この内容であります。事故など第三者行為に係る損害賠償金、医療給付に係る返納金及び医療機関からの返還金等となっております。

次に、決算書27ページ、28ページをお開きいただき、特別会計の歳出総括表をごらん願います。

歳出合計は、予算現額1,503億194万6,000円に対し、支出済額が1,474億6,032万9,314円で、執行率は98.10%となっております。また、不用額は28億4,161万6,686円となっております。

決算書24ページにお戻りいただきまして、表外下段をごらん願います。

平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は47億6,048万7,776円となり、これを翌年度に繰り越すこととなります。

詳細につきましては、会計管理者からご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 審議に先立ち、会計管理者から平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明があります。

沢田会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（沢田修悦君） それでは、平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要につきご説明申し上げます。

一般会計と同様に、お手元にお配りしている歳入歳出決算書の29ページから52ページまでの事項別明細書に沿って、収入済額、支出済額を読み上げる形でご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、29、30ページをごらん願います。

第1款市町村支出金は226億870万7,659円、第1項市町村負担金も同額で、第1目事務費負担金が2億4,407万3,000円となっております。制度運営に要する事務費など共通経費に係る市町村の負担金でございます。

次に、第2目保険料等負担金が106億4,174万1,302円、第1節保険料負担金が77億3,769万3,052円となっております。被保険者から徴収した保険料に係る市町村からの負担金でございます。

次に、31、32ページにまいります。

第2節保険基盤安定負担金が29億207万7,127円となっております。保険料軽減措置に係る市町村の負担金でございます。

次に、33、34ページをごらん願います。

第3節延滞金負担金が197万1,123円となっております。保険料の納付が遅れました被保険者から徴収した延滞金に係る市町村からの負担金でございます。

次に、第3目療養給付費負担金が117億2,289万3,357円となっております。その市町村に住所を有する被保険者の医療に要した経費のうち、公費負担分の12分の1に相当する市町村の負担金でございます。

次に、第2款国庫支出金でございますが、525億1,986万5,545円となっております。

第1項国庫負担金が369億2,596万2,010円、第1目療養給付費負担金が365億5,686万633円。

35、36ページをごらん願います。

第2目高額医療費負担金が3億6,910万1,377円となっております。この第1目、第2目いずれも、後期高齢者医療給付に係る国庫負担金でございます。

次に、第2項国庫補助金が155億9,390万3,535円で、第1目調整交付金が155億4,843万2,000円となっております。これは、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を是正するための普通調整交付金と、災害その他特別な事情がある広域連合に交付される特別調整交付金でございます。

次に、第2目保健事業補助金でございますが、第1節健康診査費補助金が3,430万5,000円。被保険者の健康診査実施に対する補助金でございます。

第3目総務費補助金、第1節医療費適正化事業費補助金が513万4,000円、後発医薬品の使用促進及び医療機関の適正受診に関する普及啓発事業等の実施に対する補助金ござい

す。

次に、第4目特別高額医療費共同事業補助金が580万6,535円。これは、国保中央会が実施をします特別高額医療費共同事業の拠出金に対する補助金でございます。

次に、第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金が22万6,000円。これは、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や、保険料の減免などの特例措置に対しての補助金でございます。

次に、第3款県支出金は119億8,294万6,642円で、第1項県負担金が118億5,246万4,642円となっております。

第1目療養給付費負担金が114億8,949万4,258円、次の37、38ページに入りまして、第2目高額医療費負担金が3億6,297万384円となっております。この第1目、第2目いずれも後期高齢者医療給付に係る県からの負担金でございます。

次に、第2項財政安定化基金支出金はございませんでした。

第3項県補助金は1億3,048万2,000円で、東日本大震災の被災者を対象とした一部負担金免除措置の継続に係る補助金でございます。

次に、第4款支払基金交付金は595億6,143万5,000円となっておりますが、これは現役世代が加入する被用者保険等からの支援金として、医療給付費の約4割相当額が社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

次に、第5款特別高額医療費共同事業交付金は2,102万7,491円となっております。先ほど国庫補助金でご説明をしました国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業交付金でございます。

次に、39、40ページをお開き願います。

第8款繰入金でございますが10億7,346万2,947円となっております。第1項一般会計繰入金が112万7,900円、保険料不均一賦課に係る国・県からの負担金を一般会計から繰り入れしたものでございます。

第2項基金繰入金が10億7,233万5,047円となっております。保険料軽減措置などの財源補填として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れしたものでございます。

次に、第9款繰越金は42億8,865万7,019円で、後期高齢者医療特別会計における平成24年度からの繰越金でございます。

次に、第11款諸収入は1億6,471万4,787円となっております。

第1項延滞金、加算金及び過料の収入はございませんでした。

第2項預金利子でございますが703万1,214円で、歳計現金の運用に係る利子収入でございます。

次に、第3項雑入は1億5,768万3,573円となっており、次のページにまいります。第1目第三者納付金が1億4,170万133円、第2目返納金が775万3,427円、第3目雑入が823万13円となっております。

以上、歳入合計は、41、42ページの下段にありますとおり、予算現額1,503億194万6,000円に対しまして、調定額が1,522億3,033万6,549円、収入済額が1,522億2,081万7,090円で、不能欠損額が20万1,163円、収入未済額が931万8,296円となっております。

次に、歳出でございますが、43、44ページをお開き願います。

第1款総務費は2億5,927万6,816円、第1項総務管理費が2億5,897万1,874円となっております。

第1目一般管理費も同額となっております。支出内容は44ページ及び46ページの備考欄に記載しておりますが、主なものといたしましては各種通知のための郵便料、後期高齢者医療制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム機器の借上料となっております。

次に45、46ページをごらん願います。

第2項賦課徴収費が30万4,942円となっております。被保険者の情報提供業務委託料が主な支出でございます。

次に、第2款保険給付費は1,438億5,403万9,575円となっております。被保険者が医療を受けたときの療養給付や自己負担が高額となった場合の軽減制度である高額医療費などの給付など、保険給付に係る経費でございます。

第1項療養諸費でございますが1,389億5,528万9,179円となっております。第1目療養給付費が1,381億8,566万9,769円、第2目訪問看護療養費が3億6,121万6,280円、第4目移送費が3万9,230円、第5目審査支払手数料が4億836万3,900円となっております。この審査支払手数料と申しますのは、国保連に委託をしております診療報酬等の審査支払業務に要する経費でございます。

次に、第2項高額療養諸費は45億3,836万396円となっており、第1目高額療養費は44億4,716万975円。

47、48ページにまいります。

第2目高額介護合算療養費は9,119万9,421円となっております。

第3項その他医療給付費は3億6,039万円となっております。第1目葬祭費も同額となっ

ております。お亡くなりになりました被保険者お一人当たり3万円を葬祭費として支給したものでございます。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金は1億2,498万6,583円となっております。県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金でございまして、国及び県も同額を基金に拠出しているものでございます。

次に、第4款特別高額医療費共同事業拠出金は1,541万9,164円となっております。これは、著しく高額な医療費の発生による財政負担を緩和するために設けられた当該事業への拠出金でございます。先ほど歳入でご説明申し上げましたが、この拠出金に対して国庫補助が交付されているものでございます。

次に、第5款保健事業費については2億8,317万1,677円で、次の49、50ページにまいりますが、そちらの第1項健康保持増進事業費も同額となっております。

第1目健康診査費が2億4,864万6,575円となっております。市町村が実施した被保険者の健康診査費用に対する補助金が主な支出でございます。

第2目健康保持増進事業費が3,452万5,102円となっております。人間ドック等を実施した市町村への補助や歯科健診事業経費などでございます。

第7款基金積立金は3,589万3,000円となっております。平成25年度に設けました後期高齢者医療財政調整基金への積立金でございます。前年度繰越金から医療費精算に伴う国・県等への返還金充当分や、県の財政安定化基金交付金の振替分、東日本大震災被災者の一部負担金免除措置に伴う広域連合負担分への充当等、これらの経費を差し引いた残りを積み立てたものでございます。

次に、第8款公債費の支出はございませんでした。

第9款諸支出金は28億8,754万2,499円で、第1項償還金及び還付加算金も同額となっております。

第1目保険料還付金は2,797万5,802円、次の51、52ページにまいりまして、第2目償還金は28億5,931万2,497円となっておりますが、備考欄に記載のとおり、平成24年度の療養給付費等の確定に伴う国、県、市町村及び支払基金からの負担金、補助金及び交付金の精算に伴う返還金でございます。

次に、第3目還付加算金は25万4,200円となっております。被保険者への保険料還付に伴い発生した還付加算金の市町村への交付額でございます。

第10款予備費の支出はございませんでした。

以上の歳出合計は表の下段でございますとおり、予算現額1,903億194万6,000円に對しまして、支出済額が1,474億6,032万9,314円で、不用額は28億4,161万6,686円となったところでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菊池代表監査委員。

○代表監査委員（菊池秀一君） 平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算審査の結果の概要についてご報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、地方自治法など関係法令の定めるところにより、適正に調製されており、また計数は関係書類などにより照合した結果、正確であり、歳出処理手続におきましても適正であると認められました。

予算の執行につきましては、関係法令による制度の趣旨に沿い、おおむね適正かつ法律的に執行されているものと認められました。

今後におきましては、被保険者の増加がさらに見込まれる中で、制度の安定的な運営を図るため、市町村との連携による保険料収納率の一層の向上と、返納金等の収入未済額の縮減に努め、被保険者間の負担の公正性を確保するとともに、健康診査の受診率向上や健康増進対策の推進など、保健事業の充実にも取り組まれることを望むものであります。

以上、審査意見の概要についてご報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書をごらんいただきたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員から決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

武田議員。

○15番（武田猛見君） 滝沢市の武田です。

1点だけちょっとお聞きしたいんですけども、28ページの特別会計の総括表で、不用額が27億6,000万円ほどになっておりますが、いわゆる積み上げた数字なのか、それとも何か理由があったのか、その辺についてお聞きします。

○議長（菅原恒雄君） 三上業務課長。

○業務課長（三上幸廣君） お答えいたします。

この不用額につきましては、一日当たりの療養費が約5億円かかるということになりますので、その分の余裕を見て予算を編成させていただいたということでございます。

○議長（菅原恒雄君） 武田議員。

○15番（武田猛見君） 予算をちょっと多く見たということですが、予算に27億6,000万、保険給付費全体でそのくらいの不用額が出たということが、これまでどうだったのかということもちょっとぴんと来ていないんですけれども、これくらいの金額が不用額として出るのが当然なのかどうか、その辺についてはどうですか。

○議長（菅原恒雄君） 三上課長。

○業務課長（三上幸廣君） 一日当たりの療養費がおよそ5億円かかってしまいます。ですから、27億円と言いましても、1週間ももたないということで、金額としては大変大きい金額ではございますが、全体から見ますと1週間分ぐらいの余裕でしかないということで、ぎりぎりのところということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 佐藤議員。

○19番（佐藤 洋君） 奥州市の佐藤です。

2つほど確認といいますか、どこで聞こうかなと思いましたが、決算のところで聞きたいと思います。

1つは保険料の特徴ですが、奥州市は大体特徴が7割、普徴3割なんです。この普徴の中に、75歳以上の高齢者の方で、厚生年金と共済、両方もらっているんです。ただ、引き去りが、特徴が年金法で決まっているんです。年金の順序がありまして、厚生年金が最初という決まりになっているんです。ところが、この厚生年金の額がそんなにないわけです。既に介護保険がもう厚生年金から控除されているということで、最終的には普通徴収になる、納付書で来るという内容なんです。これが、当市では結構いるんですよ。

何で普通徴収になるのかということで、これについては私が現職のときもいろいろ調べましたが、やはりここは年金の順序があって、どうしても1つの年金からということのようなのですが、これはやっぱりどうしようもない中身なのか、そもそも国の制度、システム、この辺が問題なのかということの確認でございます。

あともう一つは、昨今、後期高齢については特例廃止、これがマスコミ等、新聞等では言われていますが、これは若い世代から言わせれば、一方ではやはり若者の支援のほうの方が何とかならないのか、高齢者の支援のほうも少し抑えられないのかという話もございます。これは、この後期高齢がスタートした時点で、特例で行われてきた制度なんです、この辺は先ほど連合長のあいさつでもございましたが、国等の状況なり、その辺、広域連合としてどういうふうに認識といたしますか、把握していくか、その辺分かればお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅原恒雄君） 三上課長。

○業務課長（三上幸廣君） まず、特別徴収の関係でございます。

実は、この件につきましては、全国の後期高齢者医療広域連合協議会のほうにおきましても、そのような要望が出ておまして、厚生労働省に、毎年要望書という形で提出させていただいております。

ただ、その中の会合で、どうしてもシステム改修に多額の費用を要するのだということがございまして、技術的な問題もございまして、経費もかかるという話もあるんですが、それでも今後実際に使い勝手ということもございまして、その部分については引き続き機会を捉えまして、国に要望を続けていきたいと思っております。

2点目の軽減特例の廃止の関係ですが、まず実際、特例が廃止されますと、被保険者の方々の負担が重くなるというのはそのとおりだと思います。ただ、議員からのお話でございますと、逆に一般の現役世代の方々の負担という話もございまして、そこはどうしても制度設計の中で、要するに国からが5割、それから支援金が4割ということになっておりますので、その中で対応になるかと思っております。

特例廃止の部分とは意味合いが違うとは思いますが、被保険者の方は特例が廃止されますと困りますので、いずれ徐々に、段階を踏んで行っていただくようにと、なおかつ、説明についても国のほうで責任を持ってしっかりやるという話を、これも国のほうに要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原恒雄君） 佐藤議員。

○19番（佐藤 洋君） わかりました。

1件目のシステム改修については、引き続き要望という形をお願いしたいと思います。

一方では、市町村、特徴ということで事務的には進めているということもございますので、

非常にその辺が市町村窓口としては苦しいところでございますので、ひとつその辺、引き続き要望をお願いしたいと思います。

あと、特例のほうはわかりました。そこは段階的というお言葉が出ましたが、これも一気にとはいかないと思いますが、制度的に改正になった場合、当然速やかな周知など、その辺のところは市町村を指導しながらお願いしたいと思います。

以上でございます。答弁要りません。

○議長（菅原恒雄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決しました。

ここで代表監査委員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時37分

---

○議長（菅原恒雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、議案第12号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の3ページをお開き願います。

議案第12号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。提案理由についてご説明を申し上げます。

岩手県人事委員会の勧告等を勘案し、行政職給料表の引上げ改定及び勤勉手当率の改定を行おうとするものであります。

改定の内容につきましては、議案書4ページから9ページまでとなります。

施行期日につきましては、給料表の改定については平成26年4月1日に遡及して行うものであります。また、26年12月期の勤勉手当の支給割合の改定については平成26年12月1日施行とし、27年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改定については平成27年4月1日施行とするものであります。

以上、議案第12号につきましてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第12号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第7、議案第13号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の10ページ、11ページをお開き願います。

議案第13号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づく指示により設定された、いわゆる避難指示等対象地域に住所を有していたことにより、避難した被保険者に対する平成26年度相当分の後期高齢者医療保険料を減免の対象とするなど、所要の整備を行うため、当該一部改正条例を制定する必要が生じたことから、平成26年7月28日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第13号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第8、議案第14号「岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の12ページ、13ページをお開き願います。

議案第14号「岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が広域連合長に報告すべき人事行政の運営等に関する事項に休業の状況を追加するため、当該一部改正条例を制定する必要が生じたことから、平成26年7月28日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第14号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第14号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は承認することに決しました。

---

### ◎議案第15号及び第16号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第9、議案第15号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第10、議案第16号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 次のご説明から、岩手県後期高齢者医療広域連合の組織名につきましては、省略をさせていただきたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議案書14ページをお開き願います。

まず、議案第15号「平成26年度一般会計補正予算（第2号）について」ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,524万8,000円とするものであります。

議案書16ページ、17ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

また、別冊となっております平成26年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書についてもお目通し願います。

平成25年度決算において剰余金が確定したため、財政調整基金への積立金の増額を行うため、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書18ページをお開き願います。

議案第16号「平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億6,103万4,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ1,547億5,985万7,000円とするものであります。

議案書20ページ、21ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

なお、別冊となっております平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書についてもお目通し願います。

平成25年度の療養給付費負担金等について、国、県、市町村への返還金が生じることから、所要額の補正を行うものであります。

以上、議案第15号及び議案第16号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第15号及び議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第15号及び議案第16号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号及び議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第11、議案第17号「岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第17号につきましてご説明申し上げます。

岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。広域連合議会議員のうちから監査委員に選任しておりました浅沼幸雄議員の任期が本年10月31日で満了いたしましたことから、後任といたしまして、岩手町選出の笹渡昇議員を適任と考え、選任したいと存じますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

何とぞ満場のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原恒雄君） お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、意見を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

議案第17号「岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、今期定例会を閉会いたします。

ご苦勞様ございました。ありがとうございました。

閉会 午後 2時51分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

署 名 議 員 昆 暉 雄

署 名 議 員 合 砂 丈 司